

## 久慈港長期構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 久慈港における今後20～30年程度の長期的視点から空間利用の基本的方向を示す長期構想の策定に関し、助言、提案を行うため、久慈港長期構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、久慈港長期構想の策定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、令和4年9月21日から令和7年6月30日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が会議に出席できない場合は、委員長は、代理の者の出席を認めることができる。

5 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(オブザーバー)

第7条 委員会に、長期構想の策定に関する助言を聴取するため、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、国土交通省港湾局計画課港湾計画審査官をもって充て、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーが会議に出席できない場合は、委員長は、代理の者の出席を認めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を岩手県県土整備部港湾課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

附 則（令和6年4月1日一部改正）

附 則（令和7年1月23日一部改正）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間に知事が委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、発令の日から令和7年3月31日までとする。

3 この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

4 この要綱の施行の日から令和7年6月30日までの間に知事が委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、発令の日から令和7年6月30日までとする。

別表

## 久慈港長期構想検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職	備考
徳永 幸之	公立大学法人宮城大学事業構想学群教授	
南 正昭	国立大学法人岩手大学理工学部教授	
千葉 啓子	公立大学法人岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授	
松林 由里子	国立大学法人岩手大学理工学部助教	
山王 敏彦	久慈商工会議所会頭	
黒沼 亮太	一般社団法人久慈青年会議所理事長	
山本 えり子	一般社団法人久慈市観光物産協会会長	
川戸道 達三	久慈市漁業協同組合代表理事組合長	
兼田 忠康	久慈港運(株)代表取締役、東立鉱業(株)代表取締役	
北村 健	日本地下石油備蓄(株)久慈事業所 取締役事業所長	
根城 信吾	北日本造船(株)代表取締役	
青山 泰司	日本紙パルプ商事株式会社 環境事業部 部長	
三浦 政俊	釜石水先区水先人会会長	
宇部 修	久慈地下水族科学館 もぐらんぴあ館長	
西出 真志	財務省函館税関八戸税関支署長	
外賀 新一	八戸海上保安部長	
清水 和永	東北運輸局青森運輸支局八戸海事事務所長	
宮本 健也	東北地方整備局企画部長	
山本 貴弘	東北地方整備局港湾空港部長	
遠藤 譲一	久慈市長	
村上 宏治	岩手県ふるさと振興部長	
大畑 光宏	岩手県環境生活部長	
岩渕 伸也	岩手県企画理事兼商工労働観光部長	
佐藤 法之	岩手県農林水産部長	
上澤 和哉	岩手県県土整備部長	
佐々木 哲	岩手県県北広域振興局長	

## オブザーバー

加賀谷 俊和	国土交通省港湾局計画課港湾計画審査官	
--------	--------------------	--

## 久慈港長期構想検討委員会幹事会運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、久慈港長期構想検討委員会設置要綱第6条第1項及び第2項の規定により、久慈港長期構想検討委員会に置く幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌)

第2 幹事会の所掌事項は、久慈港長期構想の策定に係る事前の調整及び検討に関することとする。

### (組織)

第3 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織し、幹事は、知事が委嘱する。

2 幹事の任期は、令和4年9月21日から令和7年6月30日までとする。

### (幹事長)

第4 幹事会に幹事長を置き、東北地方整備局釜石港湾事務所長をもって充てる。

2 幹事長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事が、その職務を代理する。

### (会議)

第5 幹事会は、知事が招集する。

2 幹事が会議に出席できない場合は、幹事長は、代理の者の出席を認めることができる。

3 幹事長が必要と認めるときは、会議に幹事以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (オブザーバー)

第6 幹事会に、長期構想の策定に関する助言を聴取するため、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、国土交通省港湾局計画課課長補佐をもって充て、知事が委嘱し、その任期は幹事の任期の例による。

3 オブザーバーが会議に出席できない場合は、幹事長は、代理の者の出席を認めることができる。

### (事務局)

第7 幹事会の事務を処理するため、事務局を岩手県県土整備部港湾課に置く。

### (雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年9月21日から施行する。

附 則（令和6年4月1日一部改正）

附 則（令和7年1月23日一部改正）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日から令和7年3月31日までの間に知事が委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、発令の日から令和7年3月31日までとする。

3 この要領は、令和7年1月23日から施行する。

4 この要領の施行の日から令和7年6月30日までの間に知事が委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、発令の日から令和7年6月30日までとする。

## 久慈港長期構想検討委員会幹事会 幹事名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職	備考
石井 真吾	東北地方整備局三陸国道事務所長	
八角 彰博	東北地方整備局港湾空港部港湾計画課長	
小岩 利弘	東北地方整備局釜石港湾事務所長	
白井 雅人	八戸海上保安部交通課長	
下山 琢也	久慈市産業経済部長	
谷崎 勉	久慈市企業立地港湾部長	
小笠原 徳	岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室長	
千田 志保	岩手県環境生活部環境生活企画室グリーン社会推進課長	
加藤 研史	岩手県環境生活部環境担当技監心得兼環境保全課総括課長	
小野 和紀	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室長	
高橋 利明	岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室長	
筒井 実	岩手県農林水産部技術参事兼水産振興課総括課長	
伊藤 秋彦	岩手県県土整備部港湾空港課総括課長	
似内 憲一	岩手県県北広域振興局副局長兼経営企画部長	
乙部 智明	岩手県県北広域振興局土木部土木部長	

## オブザーバー

鈴木 一輝	国土交通省港湾局計画課課長補佐	
-------	-----------------	--